

知立市

パートナーシップ・ファミリーシップ制度

ガイドブック



令和6年11月

1 はじめに	… 1 ページ
2 知立市パートナーシップ・ ファミリーシップ制度とは	… 1 ページ
3 届出をすることができる方	… 2 ページ
4 届出の流れ	… 3 ページ
5 届出時に必要な書類	… 4・5 ページ
6 届出後の再交付・変更・ 返還・無効について	… 6・7 ページ
7 自治体間連携について	… 7 ページ
8 よくある質問	… 8～12 ページ

1 はじめに

知立市では、平成31年3月に策定された第3次知立市男女共同参画プランの基本理念である「性別にかかわらず 個性と能力を発揮し、いきいきと輝けるまち」の実現のため、すべての市民の人権が尊重され、多様な価値観や個性が認められ、誰もが自分らしく生きることができるまちづくりを目指しています。

また、令和3年5月21日に「SDGs 未来都市（※1）」に選定されたことで、誰ひとり取り残さないまちづくりに向けた取り組みを進めています。

さらには、すべての市民の人権が保障される誰もが暮らしやすい地域社会を築いていくため、「人権尊重のまち」を宣言し、令和4年知立市議会9月定例会において「人権尊重のまち宣言」が議決されました。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入により、誰一人取り残さないよう多様な性的指向、性自認及び性表現を尊重すると共に、性の多様性に対する理解を広げること等を目的として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を制定しました。

(※1)SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された。

2 知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあることを届出された場合、証明書等を交付する制度です。

また、二人のほかに、家族として暮らしている子どもがいる場合は、その子どもを含む家族の関係性の届出に対しても、同様に証明書等を交付します。

なお、この制度による法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は生じませんが、随時行政サービスの適用拡充や事業所・関係団体との連携等により、制度の浸透に努めます。

また、現在は民間企業においてパートナーシップ・ファミリーシップ証明書により利用できる制度は少ないですが、今後は利用できる制度が増えるよう随時働きかけを進めると共に、多様な性への理解を促進する啓発を行います。

3 届出をすることができる方

パートナーシップ又はファミリーシップの届出をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

①成年に達していること

満 18 歳以上であること。

②パートナーシップにあること

届出をしようとするお二人が、互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあること。

③一方又は双方の住所が本市にあること

1 か月以内に本市への転入を予定している場合も含みます。

④現に婚姻をしていないこと及び双方以外の者とパートナーシップにないこと

事実婚の方も対象です。

⑤届出しようとする方同士が近親者でないこと

民法に規定する婚姻できない続柄（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）にないこと（※1）。

ただし、届出しようとするお二人が、養子縁組をしている、又は養子縁組をしていた場合は申請できます。

⑥取消しを受けたことがないこと

偽りその他不正の手段により、証明書等の交付を受けた、又は証明書等を改ざんし、又は不正に使用したことにより証明書を取り消されたことがないこと。

⑦ファミリーシップにあることを併せて届出するとき

ファミリーシップ対象のお子様は、お二人又はお一人と生計が同じであること。

（※1）申請をすることができない近親者の範囲

- 直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

4 届出の流れ

(1) 届出日の事前予約

届出を希望される日の7日前（土・日・祝日、年末年始の閉庁日除く）までに電話又はメールにより以下の【予約連絡先】へ予約してください。

【予約連絡先】

知立市役所 企画部 協働推進課 協働人権係

電話：0566-95-0144

メール：kyodo-suisin@city.chiryu.lg.jp

予約時には、以下の事をお伝えください。

①届出希望日・時間帯（第3希望まで）

届出できる時間：平日午前9時～午後5時

②届出されるお二人の氏名・ふりがな

次の場合は届出でお申し出ください。

- ・通称名で届出する場合…通称名
- ・届出者が外国籍の方…国籍
- ・ファミリーシップの届出をする場合…子の氏名・ふりがな

③その他

- ・届出に来庁することが難しい場合は、予約時にご相談ください。
- ・ご希望に応じて個室対応しますので、予約時にご相談ください。

予約の連絡をいただいた後、届出日時の調整・必要書類等の確認を行います。状況等によりご希望に添えない場合があります。

(2) パートナースhip・ファミリーシップの届出

予約した日時に必要書類（4～5ページ）をご持参し、知立市役所協働推進課（知立市役所3階⑨番窓口）へお越しください。

(3) パートナースhip・ファミリーシップ証明書等の交付

証明書及び証明カードの受け取り日時を調整しますが、受け取りに来ることが難しい場合は、郵送しますので届出時にご相談ください。

原則、届出書提出後1週間程度で交付しますが、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

5 届出時に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの届出をするには、以下の書類が必要です。

(1) 知立市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

届出時に記載していただくことも可能ですが、事前に記載していただけると届出がスムーズになります。

届出書の様式は、知立市役所協働推進課に用意してあるほか、知立市のホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

パートナーシップの届出をするお二人のもの（本籍、世帯主、続柄、住民票コード、個人番号の記載は不要）をお一人1通ずつお持ちください。

同一世帯になっている場合、お二人分の記載がされたもの1通で構いません。

【転入予定の方】

転入前の自治体で発行された転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等、転入予定日及び転入予定住所がわかる書類を提出してください。

不動産契約手続中などの事情により、上記の書類が揃わない場合は、ご相談ください。

市内に転入後は、速やかに住民票の写し、又は住民票記載事項証明書を提出してください。

(3) 現に婚姻していないことを証明する書類（3 か月以内に発行されたもの）

パートナーのお二人の戸籍謄本、戸籍抄本又は独身証明書（本籍地のある市区町村で取得可能です）をお一人1通ずつお持ちください。

外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書等（日本語訳添付）をお持ちください。

(4) ファミリーシップの対象とする方との関係を証明する書類

併せてファミリーシップの宣誓をする場合は、ファミリーシップ対象者との関係がわかる戸籍謄本又は戸籍抄本をお持ちください。

ただし(3)現に婚姻していないことを証明する書類により確認できる場合は省略することができます。

(5) 本人確認ができる書類

以下の書類を1点又は2点お持ちください。

ただし、有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものである必要があります。

<1点の提示で足りるもの>

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 旅券（パスポート）
- 運転免許証
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- 在留カード又は特別永住者証明書
- 国又は地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）

<2点の提示が必要なもの>

- 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- 国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証
- 共済組合員証
- 年金手帳
- 国民年金、厚生年金保険の年金証書
- 学生証、法人が発行した身分証明書

(6) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で、日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類（社員証、学生証、通称名で届いた郵便物など）を2種類お持ちください。

6 届出後の再交付・変更・返還・無効について

次の場合は、届出または申請が必要です。事前予約は不要ですが、ご本人確認のうえ受付しますので、知立市役所協働推進課（市役所3階⑱番窓口）までお越しください。

いずれの場合も、本人確認ができる書類（5 ページ参照）をご持参ください。

（１）証明書等の再交付を希望する場合

証明書等の紛失や汚損・毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行いますので、「知立市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付申請書」を提出してください。

なお、汚損・毀損を理由とする場合は、証明書と証明カードについてもご提出いただきます。

※再交付後に紛失した証明書等を発見した場合は、速やかに返還してください。

（２）届出事項に変更が生じた場合

届出事項に変更が生じた場合、「知立市パートナーシップ・ファミリーシップ証明事項変更届」に次の書類を添付して提出してください。

①氏名または通称名の変更

・氏名の変更

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

・通称名の変更

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称名が記載されたもの）書類を2種類（5 ページを参照）

②住所の変更

変更後の住民票の写し

③ファミリーシップ対象者の追加・削除

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）のほか、ファミリーシップ対象者との関係を確認ができる書類

（３）証明書等の返還が必要な場合

次の場合は、「知立市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届」に、本人確認書類を持参の上、交付を受けた証明書等（証明書、証明カード）を添付し、速やかに返還してください。

- ①届出者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ②双方が市外に転出したとき
- ③婚姻又は他の者とパートナーシップを形成したとき

（４）証明書等が無効になる場合

申請者が虚偽その他の不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したときなどは、証明書等を無効とします。

7 自治体間連携について

他自治体で制度を利用している方が、転入・転出する場合に生ずる負担の軽減のため、県内で同様の制度を実施している自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度愛知県内自治体間連携」をし、また「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

知立市と自治体間連携協定を締結している自治体、または自治体間連携ネットワークに加入している自治体からの転出入時に必要な手続きを簡素化できます。

自治体間連携をしている自治体については、知立市のホームページにてご確認ください。

8 よくある質問

<制度について>

Q1. 結婚とパートナーシップ・ファミリーシップ制度はどう違うのですか？

結婚は民法に定められた法律行為であるため、相続などの財産上の権利、税金の控除や、扶養の義務など様々な法律上の権利・義務が発生します。

一方、知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市要綱に基づき、実施されるものであり、法的効力が発生するものではありません。

また、届出を行うことにより、戸籍や住民票に記載されることもありません。

Q2. 証明書等の交付を受けることで、どんなメリットがありますか。

この制度に法的効力はありますが、お二人の関係を知立市が証明することで、形にすることができます。

また、証明書等が交付されたことにより、知立市では、市営住宅の入居及び同居に利用できます。

それ以外にも、今後随時行政サービスの適用拡充に努めます。

【市営住宅の入居及び同居についての問い合わせ先】

- ・ 建築課 施設管理係
- ・ 市役所 4 階 ②番窓口
- ・ 電話 : 0566-95-0156
- ・ E-mail : kentiku@city.chiryu.lg.jp

さらに、民間企業では、一部この証明書等を提示して利用できるサービスがあります。

民間企業のサービスについては、事業者によって取り扱いが異なりますので、各事業者に直接お問い合わせください。

<届出について>

Q3. 届出できるのは同性同士のパートナーだけですか？

同性パートナーに限定していません。届出の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず届出することができます。

また、事実婚の関係でも届出することができます。

Q4. 届出に費用はかかりますか？

届出や、証明書・証明カード等の交付に費用はかかりません。
ただし、届出の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q5. 届出の際に、個室を利用することはできますか？

届出はプライバシーに配慮します。個室を希望される場合は、事前予約時にご相談ください。
ただし、市役所の個室の空き状況によっては、届出希望日に個室をご案内できない場合があります。

Q6. 郵送による届出はできますか？

郵送による届出は可能ですが、必ず電話又はメールにて事前予約時にご相談ください。

Q7. 代理人による届出はできますか？

代理人による届出はできませんが、障がいや手のけがなど、文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば届書の記入は代筆でも可能です。

Q8. 同居していなくても届出できますか？

同居していなくても届出できます。

Q9 通称名は使用できますか？

通称名を使用することができます。
通称名を使用する場合、その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証、通称名で届いた郵便物等、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を届出の際に提示してください。
交付する証明書等は、通称名及び戸籍上の氏名が併記されたものとなります。

Q10. 外国籍の人も届出できますか？

外国籍の方も届出できます。

外国籍の方は、届出に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップ証明をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q11. 外国で同性婚をしているカップルは届出できませんか？

日本国内では婚姻が成立していませんので、届出可能です。

Q12. 養子縁組をしています、届出できますか？

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、届出者同士が養子縁組をしていても届出することができます。

Q13. 住所地である他の自治体でパートナーシップ制度を利用していますが、届出はできますか？

知立市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の要件をすべて満たしている場合は届出できます。

<届出後について>

Q14. 証明書等は即日発行されますか？

即日発行はできません。

発行までは、届出書提出後約1週間程度で交付しますが、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

届出時に受け取り日時を調整しますが、受け取りに来ることが難しい場合は、郵送しますので届出時にご相談ください。

Q15. 証明書又は証明カードの再交付はできますか？

証明書又は証明カードを紛失、毀損、汚損した場合、再交付の申請ができます。毀損、汚損の場合は、証明書又は証明カードの提出が必要となります。

Q16. 氏名や住所が変更したときはどうしたらいいですか？

パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容に変更があった場合は、変更の手続が必要です。

証明書の記載事項の変更の場合は、再交付しますので変更の届出の際に、証明書及び証明カードの提出が必要となります。

Q17. 市外に転出する場合、証明書等を返還する必要はありますか？

お二人とも市外に転出する場合は、返還の届出をしていただくとともに、証明書及び証明カードを返還していただきます。

Q18. パートナーが亡くなりました。証明書等を返還する必要はありますか？

返還の届出をしていただくとともに、証明書及び証明カードを返還していただきます。

ただし、形見や記念等として所持しておくことを希望される場合は、返還の届出のみ行っていただきます。

Q19. 結婚した場合は、証明書等を返還しなければならないですか？

届出したパートナーとは別の方との結婚はもちろん、届出したパートナーとの結婚の場合であっても、届出できる人の要件に該当しないため、返還の届出を行っていただくとともに、証明書及び証明カードを返還していただきます。

Q20. パートナーが外国に居住しています。

証明書は日本での在留資格になりますか？

知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、法的効力は有しません。出入国管理及び難民認定法に定められた在留資格には該当しません。

<自治体間連携について>

Q21. 自治体間連携をしている自治体から転入します。

手続きはどうなりますか。

転出元の自治体への返還手続きの簡略化や、知立市での宣誓時に独身を証明する書類等を省略することができます。

詳細は事前に協働推進課まで、お問い合わせください。

Q22. 自治体間連携をしている自治体に転出します。
手続きはどうなりますか。

知立市での返還手続きが簡素化され、転出先での宣誓時に独身を証明する書類等を省略することができます。

詳細は事前に協働推進課まで、お問い合わせください。



発行：知立市 企画部 協働推進課

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

TEL：0566-95-0144（直通）

FAX：0566-83-1141

E-mail：kyodo-suisin@city.chiryu.lg.jp